

平成29年度高知県特別職報酬等審議会 事務局 試案

I 報酬及び給料の額について

1 現行額及び前回額 (単位:円)

	知 事	副知事	教育長	議 長	副議長	議 員
前回額 (H18. 4. 1)	1, 240, 000	950, 000	790, 000	910, 000	830, 000	780, 000
現行額 (H22. 4. 1)	1, 220, 000	940, 000	780, 000	900, 000	820, 000	770, 000
差 額	△ 20, 000	△ 10, 000	△ 10, 000	△ 10, 000	△ 10, 000	△ 10, 000

平均改定率 △1.25%

※平成20年、24年、25年、27年及び29年は据え置きの答申を受け、改定を実施していない。

2 試案（現行額据置）

(1) 報酬等の額 (単位:円)

	知 事	副知事	教育長	議 長	副議長	議 員
現行額 (H22. 4. 1)	1, 220, 000	940, 000	780, 000	900, 000	820, 000	770, 000

(2) 考え方

- ・現在の報酬額が適用となった平成22年度以降の一般職の月例給の累計の改定率はプラス0.17%で、その率を現在の報酬額122万円に乗じた場合、122万2千円（+2千円）となる。
- ・前回（平成29年）の審議会以降、本県における一般職の月例給の改定率はプラス0.17%であるが、これは若年層に重点を置いたものである。
- ・前回の審議会以降、知事の給料に改定があったのは、47都道府県中1団体（鳥取県）のみで、本県の全国順位に変動はない。

【鳥取県の改定の考え方】

- ・一般職の給与の改定率等を考慮して改定

【鳥取県の改定内容】

- ・知事1,151千円（+8千円）、副知事906千円（+6千円）、教育長693千円（+3千円）
議長958千円（+7千円）、副議長836千円（+6千円）、議員779千円（+5千円）

- ・本県における一般職との均衡、他県との均衡の観点から据え置きが適当。

Ⅱ 退職手当について

1 現行割合及び前回改正割合

	知事		副知事		教育長	
	支給割合	参考(支給額)	支給割合	参考(支給額)	支給割合	参考(支給額)
A 前回 (H18. 4. 1)	60 / 100	35,712,000	43 / 100	19,608,000		
B 現行 (H25. 4. 1)	50 / 100	29,280,000	36 / 100	16,243,200	25 / 100	7,020,000
差額 B-A	△ 10 / 100	△ 6,432,000	△ 7 / 100	△ 3,364,800		

注：支給額は各改正時点の給料額で計算

2 試案

試案1（職員の支給率引下げと同じ割合で引き下げ）

（1）支給割合等

	知事		副知事		教育長	
	支給割合	参考(支給額)	支給割合	参考(支給額)	支給割合	参考(支給額)
A 現行 (H25. 4. 1)	50 / 100	29,280,000	36 / 100	16,243,200	25 / 100	7,020,000
B 改正 (H30. 4. 1)	48 / 100	28,108,800	35 / 100	15,792,000	24 / 100	6,739,200
差額 B-A	△ 2 / 100	△ 1,171,200	△ 1 / 100	△ 451,200	△ 1 / 100	△ 280,800
		-4.00%		-2.78%		-4.00%

（2）考え方

- ・ 職員の退職手当支給率の引下げ（調整率 100分の87→100分の83.7、約3.8%減）を考慮し、3.8%減により算出した支給割合（知事48.1、副知事34.632、教育長24.05）の小数第1位を四捨五入する。

試案2（据置き）

（1）考え方

- ・ 特別職は、一般職とは異なった重責を担っており、一般職退職手当とは別に定める。
- ・ 現行の特別職の退職手当は、全国と比較すると低い水準であり、据え置く。